

(公社) 北海道トラック協会
セーフティ通信
 ～ストップ・ザ・交通事故～

第1616号
 R03. 4. 19
 (公社) 北海道トラック協会
 TEL (011) 511-9784
 FAX (011) 521-5810
 HP アドレス <http://www.hta.or.jp/>

事故防止対策の徹底について

【 管 理 者 の 皆 さ ん へ 】

今般、北海道運輸局から北海道トラック協会長に対し事業用自動車の**輸送の安全確保**に万全を期すため、法令遵守のほか、下記事項について重点的に取り組み事故防止に努めるよう通知がありました。(北ト協 HP お知らせ参照)

1 運行管理について

○ 飲酒運転等の防止

運転者に対する点呼は、対面によりアルコール検知器を用い確実に実施し、**酒気を帯びた状態**及び体調不良(**疾病、疲労、睡眠不足**等)、また**危険ドラッグ**や**覚せい剤**等不法な薬物の使用等により安全な運行ができないおそれがある場合には絶対に乗務させないこと。特に、対面点呼が実施できない運行については、運転者にアルコール検知器を必ず携行させ、**厳正な点呼**を実施すること。

○ 過労運転の防止

運行計画・経路の設定等にあたっては、運転者の**勤務状況**及び**疲労の程度**を適切に把握し、特に**長距離、夜間、早朝運行**に関しては、**乗務距離、乗務時間、休憩時間**及び交替運転者の配置等を勘案し無理のない乗務割を作成すること。

○ 健康管理の指導の徹底

健康診断結果及び「事業用自動車の運転者の**健康管理マニュアル**」を活用するほか、乗務員に対して**自己管理**の重要性を認識させるとともに、**運行中**における**健康状態の異変**等により運行の継続が困難であると判断される場合の対応等についての指導を徹底すること。

○ 安全な運行の確保

交差点における**右左折時の安全確認**、踏切での一時停止と**安全確認**、**道路状況**及び**道路環境**に適用した**安全速度**の遵守、適正な**車間距離**の保持など、基本的な**交通ルール**の指導教育を徹底するとともに、**運行記録計**の記録等により運転者の運転状態を適切に把握し事故防止の徹底を図ること。

また、乗務員に対して**制限速度**の遵守や妨害運転(いわゆる「**あおり運転**」)等の**悪質性・危険性**を周知し、加害者にならないだけでなく、意図せず周囲の車両に**圧迫感**を与えることのないよう道路交法等の法令遵守を図るなど、**安全の確保**を最優先すること。

○ シートベルト着用の徹底

乗務員に**シートベルト**を必ず着用するよう指導を徹底すること。

2 車両管理について

○ 車両火災事故防止

電気装置、燃料装置、制動装置等について、車両の**走行距離、使用年数**及び走行する**道路環境**等を十分考慮した点検を行うこと。

○ 車輪脱落事故防止

タイヤ交換を行う際には、**ディスク・ホイールの亀裂、ホイール・ボルトの損傷**等を確実に確認した上で**ホイール・ナット**を規定のトルクで締め付けるとともに、交換後**50～100km**走行後を目安に**増し締め**等して確認すること。また、自動車点検基準の点検項目である「**スペアタイヤの取付状態**」についても確認すること。

※ 4/13 付で「点呼等の厳正な実施」について道運輸局から通知がありました。

令和2年度中、運転者が点呼を受けないで乗務、点呼を実施していないのに実施したかのように点呼簿を作成した不実記載等による行政処分事案が公表されました。《点呼等の厳正な実施を！》